

大口町告示第43号

大口町就学援助費事務取扱要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町就学援助費事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童若しくは生徒又は新入学予定児童生徒（次年度に大口町立の小学校又は中学校に入学する予定の者をいう。ただし、次年度に大口町外から大口町立の小学校又は中学校に入学する予定の者を除く。以下同じ。）の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、大口町が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象となる者は、大口町に住所を有し、大口町立の小学校又は中学校に在学する児童若しくは生徒又は新入学予定児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）で、次のいずれかに該当するものから大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めたもの（以下「準要保護者」という。）
 - ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止及び廃止
 - (イ) 大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号。以下「町税条例」という。）第26条に基づく町民税の非課税
 - (ウ) 町税条例第49条に基づく町民税の減免
 - (エ) 愛知県県税条例（昭和25年愛知県条例第24号）第42条の40に基づく個人事業税の減免
 - (オ) 町税条例第65条に基づく固定資産税の減免
 - (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づ

く 保険料の減免

(キ) 大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）第32条及び第33条に基づく保険税の減免又は国民健康保険税の納期の延長

(ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付け

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの

(ア) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

(ウ) その他経済的に困窮しており、生活状態が極めて悪いと認められる者
(援助費目及び支給額)

第3条 要保護者及び準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対しては、次の費目を予算の範囲内で援助することとし、支給額及び支給の時期は、毎年度教育長が定める。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品等（実験、実習材料を含む。）又はその購入費

イ 通学用品費

小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通学のため必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、帽子等）又はその購入費

ウ 校外活動費（泊を伴わないもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

(2) 校外活動費（泊を伴うもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動

のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

(3) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(4) 新入学児童生徒学用品費、新入学準備金

新入学児童若しくは生徒又は新入学予定児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）又はその購入費

(5) 医療費

学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額

(6) 学校給食費

児童又は生徒が受けた学校給食で、保護者が負担することとなる額

(7) P T A会費

P T Aの活動経費で、保護者が負担することとなる額

(8) 生徒会費

児童会又は生徒会の活動経費で、保護者が負担することとなる額

(9) 卒業アルバム代等

児童又は生徒が、それぞれの学校を卒業するにあたって作成する卒業アルバム購入に要する経費で、保護者が負担することとなる額

2 生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には、前項第1号、第2号及び第6号から第9号までの費目、同法第12条の規定による生活扶助受給者には第4号の費目については支給しない。

(援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に、証明書類等を添えて教

育委員会へ提出するものとする。

(1) 新入学予定児童生徒の保護者以外の保護者 就学援助費受給申請書（様式第 1。以下「申請書」という。）

(2) 新入学予定児童生徒の保護者 新入学準備金受給申請書兼請求書（様式第 2。以下「申請書兼請求書」という。）

（認定）

第 5 条 教育委員会は、前条第 1 号の申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定したときは、就学援助費認定通知書（様式第 3）により、認定をしないときは就学援助費却下通知書（様式第 4）により保護者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により認定したときは、要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票（様式第 5。以下「世帯票」という。）を作成し、世帯票の 1 部を認定台帳として教育委員会に保管し、1 部を校長に送付してその結果を通知するものとする。

3 教育委員会は、前条第 2 号の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、認定したときは、新入学準備金認定及び支給決定通知書（様式第 6）により、認定をしないときは新入学準備金却下通知書（様式第 7）により保護者に通知するものとする。

（支給通知）

第 6 条 教育委員会は、前条の規定により認定したとき、就学援助費支給計画通知書（様式第 8。以下「支給計画書」という。）を保護者及び校長に通知するものとする。

（支給方法）

第 7 条 援助費の支給は、当該保護者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

2 当該保護者が、援助費の支給について校長に委任した場合に限り、校長に対して支払うものとする。

（年度中途の認定）

第 8 条 教育委員会は、転入学者又は災害等により年度の中途において就学援助を

受けようとする保護者については、第4条から第6条までの例により、その都度速やかに認定し、就学援助費を支給しなければならない。

2 年度中途に認定を受けた者の援助費については、認定日の属する月より月割計算し算定した額とする。ただし、第3条第1項第1号ウ、第2号及び第3号の費目については、認定日以後の経費を対象として支給する。

3 新入学児童生徒学用品費の支給は、当該年度の4月1日に認定した者のみとする。

(認定の取消等)

第9条 就学援助の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、就学援助費認定取消通知書(様式第9)により、認定を取消し、援助費が既に支給されている場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第2条に掲げる要件に該当しなくなったとき

(2) 偽りその他不正な手段により援助費の支給を受けたとき

(3) 新入学予定児童生徒が大口町立の小学校又は中学校に入学しなかったとき

(支給事務)

第10条 支給事務について、教育委員会及び校長は次の事務を行うものとする。

(1) 校長は、就学援助費個人支給明細書(様式第10。以下「支給明細書」という。)を作成し、支給の都度整理する。

(2) 校長は、支給事務が完了したときは、支給明細書及び証拠書類等を教育委員会へ提出し、その確認を受ける。

(3) 教育委員会は、支給事務の適正な執行を図るため、校長が行う支給事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第11条 教育委員会は、保護者又は業者の請求書、受領書(ただし、医療費にあつては医療機関等の請求書及び受領書)及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に大口町就学援助費事務取扱要綱（平成6年大口町教育委員会告示第2号）の規定に基づいて作成されている要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票については、この要綱第5条第2項の規定により作成された世帯票とみなす。

様式第1 (第4条関係)

年度 就学援助費受給申請書

大口町教育委員会 あて

私は、 年度就学援助を受けたいので、以下の4点について同意の上、必要書類を添えて申請します。

- 1 大口町教育委員会が、申請者及び構成世帯の居住状況、保護者の所得及び国民健康保険、国民年金等の手続き状況について調査、確認すること。
- 2 大口町教育委員会が、申請者の申請理由が6の場合、申請者の児童扶養手当認定番号等を確認すること。
- 3 認定後は、就学援助費の請求事務を児童生徒が在籍する学校の校長に委任します。(新入学児童生徒学用品費を除く。)
- 4 就学援助費で支払いがなされる学校納付金に未納が生じた場合は、就学援助費の振込先を学校長口座へ変更することに同意し、変更後の就学援助費の請求・受領・返納に関する一切の権限を学校長へ委任します。

年 月 日

申請者(保護者)

氏 名

保護者 住 所	大口町			連絡先	自宅	—	—
					携帯	—	—
在学する児童生徒には右欄に○を付けてください。)	在学する児童生徒	氏 名 (在学児童生徒も含む)	続 柄	生年月日	職業又は 在学名・学年	年間収入	
			申請者 (保護者)				
<p>申請理由 (該当する番号に○印をつけてください。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護を受けている。(認定日 年 月 日) 2 生活保護が停止又は廃止されている。 3 市町村民税が非課税又は減免を受けている。 4 個人事業税又は固定資産税が減免されている。 5 国民年金の保険料及び国民健康保険税が減免若しくは徴収猶予を受けている。 6 児童扶養手当の支給を受けている。(認定番号 児扶第 号) 7 生活福祉資金の貸付を受けている。 8 失業対策事業適格者手帳の所持者又は職業安定所登録日雇労働者である。 9 その他(具体的に記入してください) <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> [</div>							

様式第2 (第4条関係)

年度 新入学準備金受給申請書兼請求書

大口町教育委員会 様

私は、 年度新入学準備金 (円) を受けたいので、以下の3点について
同意の上、必要書類を添えて申請します。

- 1 大口町教育委員会が、申請者及び構成世帯の居住状況、保護者の所得及び国民健康保険、国民年金等の手続き状況について調査、確認すること。
- 2 大口町教育委員会が、申請者の申請理由が6の場合、申請者の児童扶養手当認定番号等を確認すること。
- 3 新入学準備金を受給後に、大口町立以外の小中学校へ入学することとなった場合は、受給した金額を全額返還すること。

年 月 日

申請者 (保護者)

氏 名 _____

保護者 住 所	大口町		連絡先	自宅	—	—
				携帯	—	—
(在学する児童生徒には右欄に○を付けてください。) 世 帯 構 成	在学する 児童生徒	氏 名 (児童生徒も含む)	続 柄	生年月日	職業又は 在学名・学年	年間収入
			申請者 (保護者)			

申請理由 (該当する番号に○印をつけてください。)

- 1 生活保護を受けている。(認定日 年 月 日)
- 2 生活保護が停止又は廃止されている。
- 3 市町村民税が非課税又は減免を受けている。
- 4 個人事業税又は固定資産税が減免されている。
- 5 国民年金の保険料及び国民健康保険税が減免若しくは徴収猶予を受けている。
- 6 児童扶養手当の支給を受けている。(認定番号 児扶第 号)
- 7 生活福祉資金の貸付を受けている。
- 8 失業対策事業適格者手帳の所持者又は職業安定所登録日雇労働者である。
- 9 その他 (具体的に記入してください)

()

様式第3 (第5条関係)

就学援助費認定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町教育委員会 印

年 月 日に申請のありましたこのことについては、下記のとおり
認定します。

記

区分			
認定年月日			
校区	学年	児童・生徒氏名	備考

様式第4（第5条関係）

就学援助費却下通知書

第 号
年 月 日

様

大口町教育委員会 印

年 月 日に申請のありましたこのことについては、下記のとおり
却下します。

記

却下年月日			
却下理由			
校区	学年	児童・生徒氏名	備考

様式第5 (第5条関係)

要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票

【大口町立大口 学校】

整理番号		児童生徒氏名		保護者氏名	
住所				教育扶助の有・無	
家庭の状況 (保護者・ 本人を含む)	氏名	続柄	生年月日		職業

上記の者を
 要保護
 準要保護
 児童生徒として認定します。

年 月 日

大口町教育委員会 印

大口町立大口 学校長様

継続認定	小 学 校					中 学 校		
	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
認定年月日								
教育委員会印								

	教育委員会の認定の事由 (変更の事由)
認定の場合	
取消の場合	

様式第6（第5条関係）

新入学準備金認定及び支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町教育委員会 

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、認定となりましたので、下記のとおり支給します。

記

区分			
認定年月日			
支給日			
支給金額			
校区	学年	児童・生徒氏名	備考

【お願い】

- 1 新入学準備金を受給後、転出等により大口町立の小中学校は入学しない場合は、新入学準備金を町へ全額返還していただきますので、ご承知おきください。（その際は速やかに学校教育課へ申し出てください。）
- 2 新入学準備金以外の就学援助費目の受給も希望する場合は、入学後に再度申請が必要です。学校へ申し出てください。

様式第7（第5条関係）

新入学準備金却下通知書

第 号
年 月 日

様

大口町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、下記のとおり却下します。

記

却下年月日		
却下理由		
校区	学年	児童・生徒氏名

様式第8 (第6条関係)

年度 就学援助費支給計画通知書

第 号
年 月 日

様

大口町教育委員会 印

下記のとおり支給を行うことを通知します。

記

(単価 円)

区分	小学校	中学校	支払予定月
学用品費 (第1学年)			
学用品費・通学用品費 (第1学年を除く)			
校外活動費 {宿泊を伴わない}	(上限)	(上限)	
校外活動費 {宿泊を伴う}	(上限)	(上限)	
新入学児童生徒学用品費等	入学前支給		
	入学後支給		
修学旅行費 (年1回)	(上限)	(上限)	
給食費 {1食当り} (毎月)			
P T A会費			
生徒会費			
卒業アルバム代等	(上限)	(上限)	

* 要保護の児童生徒については、修学旅行費のみが対象となります。

様式第9（第9条関係）

就学援助費認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大口町教育委員会 印

年 月 日付けで認定しました就学援助費について、下記のとおり
認定を取り消しましたので通知します。

記

1 取消内容

区分		
認定取消年月日		
取消理由		
校区	学年	児童・生徒氏名

2 返納金額

返納金額	円
------	---